

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 最終的な調整結果

管理番号

93

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

国立印刷局で集中的に作成された旅券の交付を国から申請者への郵送で行うこと

提案団体

福島県、栃木県、群馬県、岐阜県

制度の所管・関係府省

外務省

求める措置の具体的内容

国立印刷局で集中作成された旅券の交付について、国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送するよう、地方公共団体の意見を踏まえながら検討すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

旅券法では、旅券発給業務は都道府県知事への法定受託事務とされ、発給申請の受付から審査、作成、旅券の交付まで都道府県が実施しており、現在は申請・交付ともに窓口に出頭しなければならない。

今後、令和4年度末に旅券発給について電子申請が導入され、令和6年度からは次世代旅券・集中作成方式が本格的に導入され、これにより身分頁を含む旅券の作成業務は国内2か所の国立印刷局に集約される予定。

【支障事例・制度改正の必要性】

毎月の対象者リスト抽出、ハガキ・電話による督促、領事システムでの失効処理等の未交付失効に係る業務が生じており、事務負担が大きくなっている。(当県の場合、令和3年度の未交付失効件数が14件、督促件数がハガキ187件・電話57件の計244件。)

電子申請により申請時の出頭は不要となるが、交付時は窓口への出頭が必要となることに変わりはない。

国立印刷局において集中作成をすることで、申請から交付までの標準処理期間が6日から8日程度に延長されることを見込んでいる(国立印刷局から都道府県への発送に概ね1日、届いた旅券の突合・仕分・確認作業に概ね1日、計2日程度)が、これは各都道府県がこれまで取り組んできた交付日数の短縮化に逆行し、行政サービスが低下することになり、申請者に不利益が生じる。

旅券発給業務の集約化により利便性が大きく損なわれることのないよう、申請者の視点で業務を見直す必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請者が交付窓口に出頭することなく、自宅又は最寄りの郵便局で受け取れるようになることで、利便性が向上する。

国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送することにより、現行の国立印刷局から都道府県への発送作業、届いた旅券の突合・仕分・確認作業が省略され、2日程度、また、交付窓口での準備作業等が省略され概ね1日短縮でき、合計して、予定されている集中作成後のスキームより3日程度早く交付できると見込まれるため、利便性が向上する。

都道府県窓口での未交付失効に係る業務が合理化され、都道府県窓口の事務負担が軽減される。

## 根拠法令等

旅券法第3条、第8条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、神奈川県、岡山県、山口県、長崎県、熊本市、宮崎県、沖縄県

○毎月の対象者リスト抽出、ハガキ・電話による督促、領事システムでの失効処理等の未交付失効に係る業務が生じており、事務負担が大きくなっている。電子申請により申請時の出頭は不要となるが、交付時は窓口への出頭が必要となることに変わりはない。国立印刷局において集中作成をすることで、申請から交付までの標準処理期間が2日程度延長される可能性があり、行政サービスが低下し、申請者に不利益が生じる恐れがある。集中作成方式の導入により利便性が大きく損なわれることのないよう、申請者の視点で業務を見直す必要がある。

○当県においても、提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、国立印刷局で集中作成された旅券の交付は、国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送するなど、現行制度を見直してほしい。【参考】令和3年度未交付失効件数9件、督促ハガキ送付数 60 件

○当県において、現状の対面交付を維持したまま、旅券の集中作成が導入されると、国(印刷局)から都道府県に配送するまでに1日、都道府県での仕分・検査・市町村への発送で1日、市町村での検査に1日要し、計3日は標準処理期間を延ばす必要があると想定される。電子申請を導入しても、受取時の出頭が必須であると申請者の利便性向上が限定的なものになるうえ、交付までの期間が長くなることは申請者からの理解は得られにくい。集中作成方式の導入により、申請から交付までの期間を延ばさざるを得ないとしても、個別配送交付による利便性向上を図られたい。

## 各府省からの第1次回答

旅券の個別配送については、令和4年6月7日閣議決定の「規制改革実施計画」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にあるとおり、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、申請者の利便性向上を図るため、安全かつ確実な旅券の交付を可能とするシステム構築や制度設計を前提とした導入を検討しているところである。右検討にあたっては、都道府県の意見を踏まえることとする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

旅券の個別配送については、令和元年7月4日に開催された「令和元年度北海道・東北ブロック旅券事務担当者会議」にて、外務省から導入検討の情報提供があつて以来、相当の期間が経過している。国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送することにより、「制度改正による効果」に記載したとおり、申請者と都道府県窓口双方に大きなメリットがあることから、早急に要件やシステム構築、制度設計をしていただき、都道府県の意見を反映できるように早めの情報提供をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【埼玉県】

実務を担う都道府県との緊密なコミュニケーションを図るとともに、集中作成方式と個別配送は同時に導入されることを強く希望する。

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

旅券の配送交付については、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、申請者の利便性向上を図るため、安全かつ確実な旅券の交付を可能とするシステム構築や制度設計を前提としており、その検討にあたっては、定期的実施している都道府県との意見交換会等を利用し、旅券事務への影響等について、都道府県の意見を丁寧に向いながら、かつ適時に情報提供しながら、行っていく。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【外務省】

(1) 旅券法(昭26法267)

(ii) 一般旅券の交付(8条1項)については、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、地方公共団体の意見を聴いた上で、安全かつ確実な交付を可能とする制度設計等を前提に、配送交付について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 最終的な調整結果

管理番号

94

提案区分

A 権限移譲

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

旅券発給業務の効率化に向けた国と都道府県が行う事務の見直し

提案団体

福島県、群馬県、岐阜県

制度の所管・関係府省

外務省

求める措置の具体的内容

今後、旅券の電子申請が幅広く一般的な申請方法として定着することを見据え、審査事務を始めとする旅券業務を外務省が一括して行うことについて、都道府県の意見を踏まえながら検討すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

旅券法では、旅券発給業務は都道府県知事への法定受託事務とされ、発給申請の受付から審査、作成、旅券の交付まで都道府県が実施している。

今後、令和4年度末に旅券発給について電子申請が導入され、令和6年度からは次世代旅券・集中作成方式が本格的に導入される予定。

【支障事例・制度改正の必要性】

令和4年度以降の電子申請については、①申請者がオンラインで申請情報を入力、②申請情報が外務省サーバーに送信、③外務省サーバーから都道府県に申請情報が送信、④都道府県において審査後、外務省に審査完了を報告という流れになっており、審査、申請者へのエラー通知や追加書類の提出などは都道府県が実施することになっている。

また、電子申請にはマイナポータルを利用することとなるため、これまで都道府県により対応に差異があった「居所申請」(住民票以外の居所における申請)については電子申請非対応となってしまう。

電子申請の導入に当たり、都道府県においては、紙申請及び電子申請の両者を受理する必要が生じることから、事務処理が煩雑になる。

【支障の解決策】

旅券業務は、本来国固有の事務である。電子申請導入を機に、外務省が審査センターを設置して一括審査するなど、国が統一的な基準で事務処理を行うことが望ましい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

統一的な審査基準により国で一括した審査が行われることで、外務省サーバー・都道府県間での申請情報の送受信がなくなるほか、外務省から直接申請者に補正依頼を行うことができる等のメリットが見込まれ、今後の電子申請のスキームと比較して2日程度交付日数が短縮され、旅券発給業務が効率化される。

居所申請が電子申請可能となることで、申請者にとっては現在必要とされている追加書類等の提出が不要となるとともに、自分の希望する受取場所を選択できるようになり、利便性が向上する。

根拠法令等

旅券法第21条の2、旅券法第21条の3、旅券法施行令第4条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、岡山県、山口県、熊本市、沖縄県

○現在使用されている紙の申請書においても、OCR 申請書とダウンロード申請書との2種類があり、それぞれの様式によって審査する点異なる。これに更に電子申請が導入されるため、事務の煩雑化が想定され、全国で統一的な審査とすることは今後の旅券業務において必要であると考え。また作成日数においては、現行の日数でも窓口においては、「なぜそんなに時間がかかるのか?」「もっと早く作成することができるだろう!」との意見もたびたびあるため、国での集中作成方式の導入により、現行以上の日数に遅れが出ない、申請者への不利益とならない方策が必要と思われる。

## 各府省からの第1次回答

昭和26年の旅券法成立以降、旅券事務の多くが都道府県知事に機関委任されてきたが、平成11年以降の地方分権推進においてその事務の多くは法定受託事務に位置づけられ、さらに平成16年の旅券法改正により事務処理特例制度に基づき都道府県から市町村への旅券事務の再委託を可能とするなど、地方分権及び住民サービス拡充を進めてきた経緯がある。これにより国内旅券事務所は都道府県及び市町村と併せて1238か所に及ぶ規模となっている。

本年4月に公布された改正旅券法に基づき令和4年度から電子申請を導入するが、電子申請ができない申請者に配慮し、紙申請は引き続き維持される予定であり、また、電子申請の場合であっても旅券を確実に本人に手交するため申請者に対する旅券の交付は旅券事務所にて対面で行うこととなっている。この点、紙申請は令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入後も維持される予定であること、また、次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、安全かつ確実な旅券の交付を可能とするシステム構築や制度設計を前提として配送交付の導入を検討しているが、電子申請の場合であっても、相当数の申請者が引き続き申請手続や交付を対面で行うことが想定される。

令和3年12月21日閣議決定の「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、一般旅券の発給申請等について、令和4年度から電子申請を可能とするにあたり、可能な限りの事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつシステムの構築に努めることとしている。

これらを踏まえれば、外務省における旅券の一括審査に移行することは現実的ではなく、申請者の利便性や行政効率の観点から、電子申請導入後も旅券事務は引き続き地方自治体で実施することが適当である。

同時に外務省としては関係省庁と連携し、都道府県の意見を踏まえつつ、電子申請の普及・拡大、旅券事務のデジタル化及び業務改革を一層進めることにより、申請者の利便性向上を図るとともに都道府県や市区町村が実施する旅券事務の効率化を図り、もって我が国旅券の国際的な信頼性維持に努めていく。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

電子申請導入後も旅券事務を引き続き地方公共団体で実施する必要があるとのことだが、申請者の利便性や行政効率の観点から、必ずしも地方公共団体が旅券の一括審査を行う必然性はないと認識している。

例えば、審査については、紙申請は都道府県、電子申請は外務省が行い、また、交付については、窓口交付は都道府県、配送交付は外務省が行う、等の役割分担をすれば、申請者の利便性向上や事務の効率化と外務省回答の趣旨が両立すると考えられるため、ぜひ検討をお願いしたい。

上記により、「制度改正による効果」に記載したとおり、申請から交付までの日数が短縮される等申請者にとって利便性が高まるだけでなく、都道府県窓口業務の合理化に繋がると考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案の趣旨を踏まえ、事務負担の軽減及び利便性向上を実現できる仕組みを検討すること。

## 各府省からの第2次回答

令和4年度から一部電子申請を導入するが、電子申請ができない申請者がいると思われるところ、紙申請は引き続き維持される予定である。また、電子申請の場合であっても、発給審査過程において申請者に連絡すること等が想定されることから、電子申請導入後も旅券に関する事務の一部は引き続き地方自治体で実施することが適当と考える。

同時に外務省としては関係省庁と連携し、都道府県の意見を踏まえつつ、システム開発等を通じて、旅券事務のデジタル化等を進めることにより、地方自治体の実施する事務の効率化を図るよう努めていく。

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

### 5【外務省】

#### (1) 旅券法(昭26法267)

(i) 一般旅券の発給の申請(3条1項)等に係る事務については、令和4年度中の電子申請の導入に伴い、都道府県及び事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により当該事務を処理する市区町村の事務負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、操作マニュアル等に、電子申請における審査に関する留意点を記載し、都道府県に令和4年度中に通知する。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 最終的な調整結果

管理番号

131

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止

提案団体

広島県、宮城県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

外務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定を法律で求めないこと、また県が方針を定めることで市町が方針を定める必要がなくなることを求める

具体的な支障事例

地域の実情に応じた日本語教育を推進することが地方公共団体の責務であり(日本語教育推進法)、敢えて基本方針の策定について規定する必要はない。(当県では、日本語教育を推進するための「地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた当県アクションプラン」を策定済である。)  
また、当県アクションプランは市町の役割分担や取組状況を記載していることから、市町ごとの基本方針策定の必要はない。  
このほか、国の基本方針の見直し(概ね5年ごと)に応じた地方公共団体の基本方針見直しが必要となるが、そもそも、地方公共団体は国の政策やそれぞれの地域の実情に応じてより柔軟に見直し行うべきである。(当県アクションプランは概ね3年で見直し)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体の業務効率化

根拠法令等

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

仙台市、豊橋市、岡山県、宮崎県

○日本語教育について、何らかの方針を定めることは必要であると考えている。日本語教育に関する個別の方針の策定でなくとも、上位計画での位置付けも可とすることが望ましいと考える。  
○当県は日本語教育推進法に基づく基本方針について、既に策定済であるが、市町村については、総務省通知の「地域における多文化共生推進プラン」も未策定や市町村の総合計画に位置付けているのみの自治体もある中で、日本語教育推進だけを取り出した形となる基本的な方針の策定を求めるのは困難である。

## 各府省からの第1次回答

日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針については、令和元年に制定された「日本語教育の推進に関する法律」において、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、努力義務とされたものである。

同法はいわゆる議員立法により制定されたものであり、政府の判断で一方向的に当該努力義務を廃止等することは困難であると認識している。

(参考)日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)

(地方公共団体の基本的な方針)

第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。他方で、本方針の策定は、地方公共団体に対する努力義務として位置づけられており、地方公共団体の判断で策定されることが望まれるものであるが、他の計画と一体化する等の対応は否定されておらず、各都道府県、市区町村において、地域における多文化共生推進プランや地方公共団体の総合計画等、関連する計画や方針と一体として日本語教育の推進に関する基本的な方針を定めることで当該努力義務を果たすことも考えられる。こうした旨を地方公共団体向けの会議等において、丁寧に周知してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

いわゆる議員立法で成立した経緯は承知しているが、計画策定への負担軽減、実務推進への注力を目的とした提案意見であり、まずは議員立法か否かという固定観念にとらわれない柔軟な対応・検討をお願いしたい。

また、内容的にも地方公共団体の責務や方針策定などの地方公共団体が関係する箇所については、いわゆる議員立法ではない他の法律と大きな違いはないとの認識であり、政府が国会等で丁寧な説明を行うことにより、法律を改正することも可能なのではないかと考えている。

なお、仮に法改正が困難な場合は、実務推進に注力できるよう、国の基本方針等において、広域自治体と基礎自治体の役割を明確化するとともに、都道府県が作成する計画等において市町村の役割等を記載する場合には市町村ごとに基本方針を策定する必要はない旨明確にしていきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していきたい。

都道府県や市町村それぞれの地方公共団体としての役割が国の基本指針においても明確化されておらず、地方公共団体に基本方針を策定させようとする意図が見えず、基本方針という手法でなくても、地方公共団体が法律上の規定に沿って施策を講じれば、日本語教育の推進という目的は達成できるのではないかと。

議員立法であっても、成立すれば執行は各府省で行うものであり、地方公共団体において執行上の支障が生じているということであればそれに対応していただきたい。



## 各府省からの第2次回答

地方公共団体における日本語教育の推進に係る取組の進捗は、地域によって大きく異なるのが現状で、令和元年の日本語教育の推進に関する法律の制定及び令和2年の日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の閣議決定を踏まえて、地方公共団体における体制の整備や基本的な方針の検討が始まったばかりである。

このような現状の中、各地方公共団体において、地域の実情に応じた日本語教育を体系的に推進するためには、地域の実情をどのように分析し、これに基づき何に重点を置いてどのような施策を進めるか、関係者を幅広く巻き込んだ議論を行い、中長期的な見通しを持った取組の推進が必要であることから、取組の加速化が求められる現段階で、地方公共団体における基本的な方針策定の努力義務を廃止することは困難であると認識している。

その上で、文化庁としては、日本語教育の推進のために、広域自治体と基礎自治体に求められる役割、これに基づき基本的な方針の中で定めることが望ましい事項を取組事例も含めてお示しすることについて、今後、有識者や地方公共団体からの意見を聞きつつ検討してまいりたいと考えている。

また、基本的な方針の策定は、法律上、地方公共団体に対する努力義務として位置づけられており、各地方公共団体の判断で策定されることが望まれるものである。このため、①他の計画と一体化する等の対応も可能であり、「多文化共生の推進に係る指針・計画」等、総合的な関連する計画や方針と一体として方針を策定することも考えられる。さらに、②都道府県と市区町村が、連名により1つの方針を策定することや、③都道府県において、市区町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を定め、市区町村がこれに基づいて施策を実施することも可能であると考えている。

文化庁としては、都道府県や市区町村がそれぞれ単独での方針策定を求めるのではなく、このように柔軟な形で策定することで方針策定に係る負担の軽減を図ることが可能である旨を地方公共団体向けの会議等において、丁寧に周知してまいりたい。

国としては、制度の改善に向けて、地方公共団体へのヒアリングを実施するなどして、実態に即した形で、地方公共団体におけるさらなる負担の軽減に努めてまいりたい。

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

### 5【外務省(2)】【文部科学省(18)】

日本語教育の推進に関する法律(令元法48)

日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針(11条)については、以下のとおりとする。

・地方公共団体の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること(都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)及び都道府県が市区町村の実情を踏まえ区域内における地域の方針を定めた場合に、市区町村は個別の方針を策定することなく都道府県の方針に基づき施策を実施することで対応が可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

・地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、おおむね5年ごとに検討を加えている日本語教育の推進に関する国の基本的な方針(10条1項)の次回の見直しまでに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。